

523

公認スキー指導者検定基準及び実施要領

I 指導員検定

1. 公認スキー指導者検定規程第8条に基づき、指導員検定基準及び実施要領を、次のとおり定める。

(1) 検定内容

検定内容は、実技種目と理論とする。

① 実技種目は、次のとおりとする。

(基礎課程)

- プルークボーゲン 緩斜面・整地
- 滑走プルークから基礎パラレルターンへの展開 緩斜面・整地
- 基礎パラレルターン 小回り 中急斜面・ナチュラル
- 横滑りの展開 中急斜面・ナチュラル

(実践課程)

- シュテムターン 中急斜面・ナチュラル
- パラレルターン 大回り 急斜面・ナチュラル
- パラレルターン 小回り 中急斜面・不整地
- 総合滑降 リズム変化 総合斜面・ナチュラル

② 理論

理論の出題範囲は、日本スキー教程、日本スキー教程安全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のために、規約・規程とする。

(2) 養成講習

① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習12時間、加盟団体が実施する。

- 基礎理論 12時間（集合講習 6時間、自主学習 6時間）
- 指導実習 6時間（集合講習 2時間、自主学習 4時間）
- 実技実習 22時間（集合講習 20時間、自主学習 2時間）

② 講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スキーパトロール技術員等とする。

③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。

(3) 採点基準

① 実技種目は、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、小数点第1位を四捨五入とする。

② 実技種目は、80ポイントを基準とし、基礎課程4種目中3種目が80ポイント以上、実践課程4種目中3種目が80ポイント以上とし、合計640ポイント以上取得をもって合格とする。

③ 理論は、200点満点とし、120点以上をもって合格とする。

④ 養成講習は、実施団体が発行する養成講習修了報告書を確認する。

⑤ 総合判定は、実技・理論の合格をもって合格とする。

II 準指導員検定

2. 公認スキー指導者検定規程第22条に基づき、準指導員検定基準及び実施要領を、次のとおり定める。

(1) 検定内容

検定内容は、実技種目と理論とする。

① 実技種目は、次のとおりとする。

(基礎課程)

- | | | |
|-------------------------|-----|------------|
| ○ プルークボーゲン | | 緩斜面・整地 |
| ○ 滑走プルークから基礎パラレルターンへの展開 | | 緩斜面・整地 |
| ○ 基礎パラレルターン | 小回り | 中急斜面・ナチュラル |
| ○ 横滑りの展開 | | 中急斜面・ナチュラル |

(実践課程)

- | | | |
|-----------|-------|------------|
| ○ シュテムターン | | 中急斜面・ナチュラル |
| ○ パラレルターン | 大回り | 急斜面・ナチュラル |
| ○ パラレルターン | 小回り | 中急斜面・不整地 |
| ○ 総合滑降 | リズム変化 | 総合斜面・ナチュラル |

② 理論

理論の出題範囲は、日本スキー教程、日本スキー教程安全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のためとする

(2) 養成講習

① 養成講習は、集合講習28時間、自主学习12時間、加盟団体が実施する。

- | | | |
|--------|------|----------------------|
| ○ 基礎理論 | 12時間 | (集合講習 6時間、自主学习 6時間) |
| ○ 指導実習 | 6時間 | (集合講習 2時間、自主学习 4時間) |
| ○ 実技実習 | 22時間 | (集合講習 20時間、自主学习 2時間) |

② 講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スキーパトロール技術員等とする。

③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。

(3) 採点基準

① 実技種目は、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、小数点第1位を四捨五入とする。

② 実技各種目とも、75ポイントを基準とし、基礎課程4種目中3種目が75ポイント以上、実践課程4種目中3種目が75ポイント以上とし、合計600ポイント以上取得をもって合格とする。

③ 理論は、200点満点とし、120点以上をもって合格とする。

④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書により確認する。

⑤ 総合判定は、実技・理論の合格をもって合格とする。

3. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

4. 附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

昭和61年5月	改訂
昭和62年9月	改訂
平成4年10月	改訂
平成5年6月26日	改正
平成7年10月13日	改正
平成11年10月18日	改正
平成12年10月26日	改正
平成15年7月12日	改正
平成16年6月25日	改正
平成19年7月5日	改正
平成21年9月18日	改正
平成23年9月20日	改正
平成25年8月9日	改正
平成25年12月17日	改正
平成26年7月15日	改正
平成28年4月20日	改正
平成29年7月15日	改正
平成30年12月13日	改正